

5 - 3 川崎市の保育所における 給食業務について

令和7年度民間保育所等新規開設法人運営準備説明会



説明内容

1

給食の目的

2

給食業務
の流れ

3

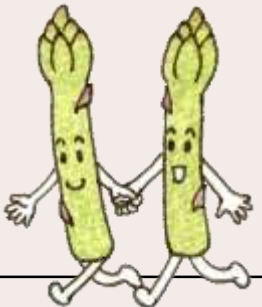
個別配慮が
必要な食事

4

公立保育所献
立の参考配信

5

困ったときは・・



給食の目的

保育所での給食は、単なる栄養補給の目的だけではなく、保育所保育指針にも示されているように、「養護」の「生命の保持」や「教育」の「健康」の領域と深く関連し、

子どもの心と身体の発達を促す大変重要な役割がある

豊かな食の体験を積み重ねていくことで、生涯にわたって健康で豊かに暮らせる**「食を営む力」の基礎を培う**

➡ 川崎市公立保育所給食の手引きダウンロードはこちら
<https://logoform.jp/form/FUQz/100281>



給食業務の流れ①

川崎市公立保育所 給食の手引き

川崎市
こども未来局 保育・子育て推進部



施設の給与栄養目標量の設定
施設ごとに1～2歳児・3～5歳児を設定する（市参考値あり）



予定献立の作成
目標量・季節・地域・こどもの状況・嗜好・予算を考慮して作成する



食材の購入・検収（検品）
生鮮食品（肉・魚・青果等）については当日納品が基本 検査用保存食として50gまたは1食分の原材料を-20℃以下で2週間保管する



調理
発達に応じた調理形態・衛生面（適切な温度管理・器具や食器の消毒）に配慮する



施設長の検食
施設長は配膳前にすべての料理を検食し、適正で安全かつ安心な内容であるか確認して記録する 検食での許可を受けてから配膳をはじめる

給食業務の流れ②

川崎市公立保育所 給食の手引き

川崎市
こども未来局 保育・子育て推進部



盛り付け・配膳

消毒された器具や使い捨て手袋を使い、盛りつける。個別対応児の食事がある場合は先に盛りつけるなど工夫し誤配膳を防ぐ。



調理済み食品の保存

盛り付けの最後に調理済み食品を50gずつ取り、-20℃以下で2週間保存する



喫食（指導用給食の提供）

保育者も同じ食事を食べて食育指導を行う。こどもの様子を喫食状況報告書に記録する。給食担当者もこどもの様子や喫食状況を把握し次回の調理に生かす



洗浄消毒・清掃

使用した器具・食器はその日のうちに全て洗浄消毒する。日・月・年単位で清掃計画を立て、清潔を保持する。実施した内容は記録する



反省・検討、翌日の予定を確認

その日の作業内容の反省や喫食状況、当日の変更箇所や喫食人数を給食日誌に記録 翌日の献立の内容や手順・食材の確認をする

給食提供に係るその他の業務

受入れと払出し

- ★米や粉ミルク・缶詰等の一度にまとめ買いをする食品については、**受払い簿に日付や数量を記録**し、在庫管理を行う
- ★消費期限が短いものから使用する
- ★受払い簿の在庫数と実数に差異が生じた場合は、その理由を明記しておく。（例）計量誤差のため、床に落としたため廃棄、等

月ごとの実施結果

- ★月ごとに、喫食率・食材料費・在庫食品等を集計し、給食提供の内容が適正であったか、確認する

安全管理（点検）

- ★設備の不具合・器具の劣化がないか**複数の目で定期的に安全点検**を実施し、事故を未然に防ぐ

職員の健康管理

- ★調理従事者（調乳する者も含む）の日々の健康チェックの記録を残しておく
- ★調理従事者から児童に感染症が広がることのないよう、**定期的な健康診断及び月に1回以上の検便検査を実施**する
 - ・検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含める
 - ・10～3月の間にはノロウイルスの検査実施に努める



個別配慮が必要な食事について

授乳・離乳期

- ・個人差が大きいため
一人一人の発達に合
わせた食事となる
- ・家庭で食べた経験の
あるものを提供する

体調不良・ケガ

- ・病気の回復期やケガ
で医師から食事の指
示を受けている場合
は、可能な範囲で対
応する

多様な食文化

- ・食習慣や文化の違
いを尊重し可能な範
囲で対応する
- ・医師の診断書等は
不要

食物アレルギー

- ・除去食品は完全除
去を基本とする
- ・生活管理指導表(医
師の指示)に従う

障がい

- ・療育機関や医療機
関の専門職の指導・
指示に基づき、可能
な範囲で適切な支援
をする

※母乳には、朝おやつとして牛乳が毎日つきます。
※幼児は副食給食のため、主食分の栄養価が含まれていません。 ※参考献立の幼児栄養価表示には主食が含まれていません。
※幼児の主食は、ごはん(胚芽米)120gまたはロールパン95gを目安としています。

- ★ 配信希望の場合は、各区保育・子育て総合支援センター、各区保育総合支援担当に連絡し、申込みを行う



給食提供に関わるマニュアル・ガイドライン

- <川崎市> * 川崎市公立保育所給食の手引き ※紹介したリンクからのみダウンロード可能
* 川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアル ※インターネットからダウンロード可能
- < 国 > * 保育所における食事の提供ガイドライン（H24.3／R6年度中に改訂予定）
* 保育所における感染症対策ガイドライン（H30.3／R4.10一部改訂）
* 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（H31.4）
* 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（H28.3）
* 授乳・離乳の支援ガイド（H31.3）
* 大量調理施設衛生管理マニュアル（H9.3／H29.6一部改訂）
* 日本人の食事摂取基準（2025 年版） ※ すべてインターネットからダウンロード可能



困ったときには、以下の連絡先にて 栄養士が相談を承ります

<日々の給食運営に関する問い合わせ先>

- 川崎区保育・子育て総合支援センター (044-201-3330)
- 幸区保育総合支援担当 (044-556-6732)
- 中原区保育・子育て総合支援センター (044-774-4417)
- 高津区保育総合支援担当 (044-861-3373)
- 宮前区保育・子育て総合支援センター (044-856-3285)
- 多摩区保育・子育て総合支援センター (044-935-3177)
- 麻生区保育総合支援担当 (044-965-5236)

<市の取組に対する問い合わせ先>

- 保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当
(健康管理委員会事務局) (044-200-3985)

